（証券コード：7271）
平成27年６月５日

株　主　各　位

三重県伊賀市緑ケ丘中町3860番地
株式会社 安永
代表取締役社長　安永　暁俊

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後５時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月24日（水曜日）　午前10時

2. **場　　所**　三重県伊賀市緑ケ丘中町3860番地
株式会社安永 本社 厚生館２階会議室
（後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. **目的事項**

報告事項　１．第69期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第69期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役(監査等委員であるものを除く)４名選任の件

第４号議案　監査等委員３名選任の件

第５号議案　取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬額設定の件

第６号議案　監査等委員の報酬額設定の件

第７号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちいただきますようお願い申しあげます。

◎招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.fine-yasunaga.co.jp)に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に設備投資は回復基調を維持しているものの、消費税増税前の駆け込み需要の反動により落ち込んだ個人消費の回復の動きは鈍く、また、昨年秋以降の急激な円安進行の影響により企業間で景況感にバラツキが見られるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要販売先である自動車業界は、国内では消費税増税後の需要低迷が長引き、自動車販売は減少傾向が続いております。海外においては、景気の底堅い米国市場が牽引する一方、中国をはじめ新興国で景気減速の影響等による市況鈍化が懸念されております。

このような企業環境下、当連結会計年度の業績は、売上高296億５百万円（前年同期比5.8%減少）、営業利益１億50百万円（前年同期比75.5%減少）、経常利益３億39百万円（前年同期比50.2%減少）、当期純利益86百万円（前年同期比76.8%減少）となりました。

エンジン部品事業は、国内生産において消費税増税の影響や海外の大口顧客向けの販売が減少し、利益面では海外生産拠点の立上げ費用等がマイナス要因となった結果、売上高201億59百万円（前年同期比10.7%減少）、営業損失１億85百万円（前年同期は６億56百万円の営業利益）となりました。

機械装置事業は、検査測定装置の販売は低調となったものの、主力の自動車関連向け工作機械の売上が増加し、原価低減活動等により収益性が向上した結果、売上高54億74百万円（前年同期比1.3%増加）、営業利益１億27百万円（前年同期は70百万円の営業損失）となりました。

環境機器事業は、海外向けエアーポンプ及びディスポーザシステムの販売が増加した結果、売上高35億95百万円（前年同期比16.3%増加）、営業利益２億16百万円（前年同期比128.4%増加）となりました。

運輸事業及びサービス事業を含む、その他の事業は、売上高３億75百万円（前年同期比0.1%増加）、営業利益31百万円（前年同期比182.3%増加）となりました。

なお、上記金額には消費税等は含まれておりません。

製品別売上状況

（単位：百万円、比率：％）

区分	第68期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）		第69期(当連結会計年度)（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）	
	金額	構成比	金額	構成比
エンジン部品	22,565	71.8	20,159	68.1
機械装置	5,405	17.2	5,474	18.5
環境機器	3,093	9.8	3,595	12.1
その他	375	1.2	375	1.3
合計	31,439	100.0	29,605	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資の総額は27億41百万円で、その主要なものはエンジン部品製造設備であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資等に伴う資金は、主に自己資金、金融機関からの借入およびファイナンス・リース取引により調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、グループ企業価値の向上に努めるとともに、グローバル化が進む中、お客様に信頼される技術・製品・サービスを創造し、高い付加価値を提供し続ける企業を目指して、以下の項目を重点施策として取り組んでまいります。

① ものづくり力を強化し最高品質の追求
② アジア地域を基盤とした海外戦略の強化
③ 将来の安定成長を目指した新事業の育成
④ 株主価値の向上及び営業利益、キャッシュ・フロー重視の経営戦略
⑤ グローバル化に適応する人材確保、育成

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　分	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第 69 期 (当連結会計年度)
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
売上高	36,314	33,966	31,439	29,605
経常利益又は経常損失(△)	1,055	△275	680	339
当期純利益又は当期純損失（△）	882	△524	375	86
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	73.78円	△43.82円	31.35円	7.26円
総資産	30,397	29,768	31,965	32,285
純資産	10,937	10,529	10,920	11,917
1株当たり純資産額	914.27円	880.12円	912.83円	996.10円

（注）1. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

2. 第66期は、当社グループの主要販売先である自動車業界は、国内では下半期後半からの新車投入やエコカー補助金の効果等により、新車販売台数は増加し、また海外では世界最大市場である中国の新車販売に減速傾向が見られましたが、新興国や北米市場は好調を維持しました。一方、太陽電池業界においては、欧州市場の伸び悩みや太陽電池価格の下落により市場環境は低迷を続けました。このような企業環境下、売上高は363億14百万円、経常利益は10億55百万円、当期純利益は８億82百万円となりました。

3. 第67期は、当社グループの主要販売先である自動車業界は、国内ではエコカー補助金や新車投入効果で新車販売台数（軽自動車含む）は前年度比9.6%増の521万台と、５年ぶりに500万台を上回りました。海外では中国市場に復調の兆しが見られ、北米や東南アジアの市場も好調に推移しました。一方、太陽電池業界は、日本をはじめアジアを中心に今後の需要拡大が見込まれるものの、世界的な供給過剰や価格下落により企業淘汰が進むなど、市場環境は厳しい状況が続きました。このような企業環境下、売上高は339億66百万円、経常損失は２億75百万円、当期純損失は５億24百万円となりました。

4. 第68期は、当社グループの主要販売先である自動車業界は、北米と中国の二大市場を中心に海外需要が拡大しました。国内においては、一昨年のエコカー補助金終了の影響を、新型車の投入効果と消費税増税前の駆け込み需要が補い、販売・生産は前年度を上回りました。このような企業環境下、売上高は314億39百万円、経常利益は６億80百万円、当期純利益は３億75百万円となりました。

5. 第69期は、前記「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
安永エアポンプ㈱	70百万円	100.00%	各種エアーポンプ及びディスポーザの製造販売
安永クリーンテック㈱	70百万円	100.00% [100.00%]	ディスポーザシステムの製造販売
安永運輸㈱	50百万円	100.00%	一般貨物自動車運送
安永総合サービス㈱	10百万円	100.00%	給食及びビルメンテナンス等のサービス業
ヤスナガ タイランド カンパニー リミテッド	300百万バーツ	100.00% [0.00%]	エンジン部品及び工作機械の製造販売
韓国安永㈱	10,300百万ウォン	100.00%	エンジン部品の製造販売
ピーティー ヤスナガ インドネシア	54,957百万ルピア	99.98% [0.00%]	エンジン部品及びエアーポンプの製造販売
山東安永精密機械有限公司	903万元	100.00%	工作機械及びその部品の製造販売
上海安永精密切割機有限公司	437万元	100.00%	ワイヤソー本体及びその加工用工具部品の販売・サービス
ヤスナガ コーポレーション アメリカ	30万米ドル	100.00%	エンジン部品の販売
ヤスナガ シンガポール ピーティーイー リミテッド	45万シンガポールドル	100.00%	検査測定装置のサービス

(注) 1. 連結子会社は11社であります。当期の連結売上高は296億５百万円(前年同期比5.8%減少)、連結経常利益は３億39百万円(前年同期比50.2%減少)、連結当期純利益は86百万円(前年同期比76.8%減少)であります。
2. 議決権比率は、子会社及び緊密な者又は同意している者による間接所有割合を[ ]に内書きしております。
3. ヤスナガ シンガポール ピーティーイー リミテッドは、当連結会計年度末現在清算手続中であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、エンジン部品、機械装置、環境機器の製造販売を主たる事業としており、これらの主要品目は次のとおりであります。

区　　分	主　要　品　目
エンジン部品	コネクティングロッド、シリンダーヘッド、 シリンダーブロック、カムシャフト、クランクシャフト、 エキゾーストマニホールド、ベアリングキャップ、 ラッシュアジャスター他
機械装置	トランスファーマシン、ＮＣ工作機械、 マイクロフィニッシャー、リークテスト機、ワイヤソー、 外観検査装置、レーザセンサ他
環境機器	浄化槽用・医療健康機器用・燃料電池用・活魚輸送用・ 鑑賞魚用等の各種エアーポンプ、ディスポーザシステム他
その他	運送業 ビルメンテナンス・工場清掃・社員給食・福祉用具の レンタル等のサービス業他

(8) 主要な営業所及び工場

当社

① 本　　社		三重県伊賀市
② 工　　場	本　社　工　場	三重県伊賀市
	西明寺工場	三重県伊賀市
	キャスティング工場	三重県伊賀市
	ゆめぽりす工場	三重県伊賀市
	名　張　工　場	三重県名張市

安永エアポンプ㈱	東京都墨田区
安永クリーンテック㈱	東京都墨田区
安永運輸㈱	三重県伊賀市
安永総合サービス㈱	三重県伊賀市
ヤスナガ　タイランド　カンパニー　リミテッド	タイ・ラヨーン県
韓国安永㈱	韓国・全羅北道
ピーティー　ヤスナガ　インドネシア	インドネシア・セラン県
山東安永精密機械有限公司	中国・山東省
上海安永精密切割機有限公司	中国・上海市
ヤスナガ　コーポレーション　アメリカ	アメリカ・ミシガン州
ヤスナガ　シンガポール　ピーティーイー　リミテッド	シンガポール

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,622名	36名増

(注) 従業員数は常時雇用就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

②当社の従業員数

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
677名(男性623名・女性54名)	40.3歳	16.2年

(注) 従業員数は常時雇用就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,782
株式会社百五銀行	1,569
株式会社みずほ銀行	1,456
株式会社中京銀行	707
株式会社りそな銀行	650

2. 会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数** 40,000,000株
(2) **発行済株式の総数** 12,938,639株
(3) **株主数** 4,614名 （前事業年度末比549名減）
(4) **大株主**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社YASNAG	2,151	17.98
安永社員持株会	689	5.76
安永暁俊	359	3.00
浅井裕久	355	2.97
名古屋中小企業投資育成株式会社	245	2.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	232	1.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	230	1.92
株式会社百五銀行	160	1.33
株式会社りそな銀行	160	1.33
興銀リース株式会社	158	1.32

（注） 持株比率は、自己株式（975,277株）を控除して計算しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
＊取締役社長	安永暁俊	
常務取締役	稲田稔	Ｒ＆Ｄ本部長兼Ｒ＆Ｄ部長
常務取締役	浅井裕久	管理本部長
取締役	堀川純二	部品事業部長兼管理部門長
取締役	小谷久浩	ＣＥ事業部長
常勤監査役	吉輪久次	
監査役	安部美範	
監査役	小路貴志	公認会計士、税理士、小路公認会計士事務所代表、㈱小路企画代表取締役、㈱ユー・エス・ジェイ社外監査役

（注） 1. ＊印は、代表取締役を示しております。
2. 平成26年６月24日開催の第68回定時株主総会において、堀川純二氏、小谷久浩氏が取締役に選任され就任いたしました。
3. 平成26年６月24日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、菊川光良氏、高崎征輝氏が取締役を退任いたしました。
4. 監査役の安部美範氏、小路貴志氏は、社外監査役であり、東京証券取引所へ届出た独立役員であります。
5. 監査役小路貴志氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 小路公認会計士事務所、㈱小路企画、㈱ユー・エス・ジェイと当社とは特別な関係はございません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

	人　数	報酬等の総額
取締役	7名	117百万円
監査役	3名	25百万円
合計	10名	143百万円

（注） 1. 報酬等の総額は、役員報酬、役員退職慰労引当金繰入であります。
2. 使用人兼務取締役の使用人分給与（使用人分賞与）は含まれておりません。
3. 上記監査役のうち、社外監査役に対する報酬等の総額は、２名で10百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

①主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
監査役	安部美範	当期開催の取締役会17回のうち全て、また監査役会13回のうち全てに出席致しました。 取締役会並びに監査役会においては、企業経営について十分な知識と経験を有しており、大所高所からの適切な発言を行っております。
監査役	小路貴志	当期開催の取締役会17回のうち全て、また監査役会13回のうち全てに出席致しました。 取締役会並びに監査役会においては、公認会計士及び税理士の資格を有していることから、財務及び会計の観点のほか、必要に応じ、議案審議等に関して発言を適宜行っております。

②責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

③社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置くことが相当であると考えており、このため、当事業年度において適切な候補者をさがしてまいりましたが、事業年度末にまでに社外取締役候補者を確保することができず、当事業年度には社外取締役を置いておりません。しかしながら、当社は、本定時株主総会での承認可決を条件に、監査等委員会設置会社に移行する予定でございます。これに伴い、株主総会参考書類に記載のとおり、社外取締役選任をご提案しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	25百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特に定めておりません。

なお、当社の重要な子会社のうち、ヤスナガ タイランド カンパニー リミテッド、韓国安永㈱及びピーティー ヤスナガ インドネシアは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

当社は基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、継続的な改善を図ってまいります。基本方針は下記のとおりとなっております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会（社外弁護士を含む)」を設置し、遵守に関する体制をコンプライアンス規程に定め、当社の企業理念及び基本方針に基づく「安永社員の行動規範」を制定する。

②遵守の徹底と定着化を図るため、ＣＳＲ推進部署を設け、コンプライアンスの取り組みを横断的に総括し、同部署が中心になりコンプライアンス教育・啓発を行う。

③内部監査部署は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果はその重要性に応じ代表取締役及び監査役に報告する。

④社内及び社外の通報・相談・問い合わせシステムとして「コンプライアンス相談窓口」を設け、企業活動の健全性と適合を確保する。

⑤反社会的勢力に対しては、「安永企業行動規範」及び「安永社員の行動規範」に基づき毅然とした態度で排除する。

総務担当部署を反社会的勢力及び団体への対応統括部署とし、当該部署の担当役員を不当要求防止責任者とする。平素から警察、弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当要求には外部専門機関と連携して組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的方法（以下、文書等という）に記録し、保存する。

②取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理規程を定め、代表取締役社長を委員長とする「ＣＳＲ委員会」を設置し、業務に係るリスクの管理は各部門・部署が実施する。

②ＣＳＲ推進部署は、全社のリスクを横断的に総括し、必要に応じて支援・提言を行う。

③内部監査部署は、リスク管理の状況を監査し、その結果は、その重要性に応じ代表取締役及び監査役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①戦略や目標を定めた中期経営計画を策定し、その達成のための諸施策を年度事業計画に反映させ、予算化等を行い、月次の取締役会で取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。

②取締役会は、取締役及び社員が共有する全社的な目標に対するレビュー・分析、付議案件及び改善策の検討・指示など、多面的な議論・審議・決議を行う。

③組織規程等により、各組織単位の職務権限及び意思決定のルールを定め、効率的な職務の執行を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

①当社グループにおける内部統制システムを構築し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当するＣＳＲ推進部署を設け、当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムにて管理・運営する。

②当社及びグループ各社の取締役は、各部門及びグループ各社の業務施行の適正を確保する内部統制システムの確立と運用の権限と責任を有する。

③当社はグループ各社を指導・育成するが、グループ各社の自主性を尊重しつつ事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。また、必要に応じてモニタリングを行う。

④内部監査部署は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ各社の取締役及び監査役に報告する。

⑤当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、虚偽記載が発生するリスクを管理し、不備があれば是正していく内部監査体制を強化する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役は、その職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、内部監査部署等の所属社員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。指示を受けた社員は要望した事項を実施し、その結果を直接監査役に報告する。

②監査役より指示を受けた社員は、その指示に関して、取締役及び所属部署責任者等の指揮命令を受けないよう独立性を確保する。

(7) 監査役の上記使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役は、実査及び各部門からのヒアリング等を通じて得た情報を内部監査部署と共有することで、監査業務に必要な事項を指示することができる体制を整備する。

②内部監査部署に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、使用人が監査役に報告するための体制

①当社の取締役または使用人並びに子会社の取締役、使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス相談窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

②報告の方法については、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、重大な影響を及ぼす事項については、取締役並びに子会社の取締役は直ちに監査役に報告する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する旨をコンプライアンス規程に明記する。

②「コンプライアンス相談窓口のお知らせ」等を通じて、不利な取扱いを行わない旨を当社グループの取締役及び社員に周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

①監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査計画等に応じて予算枠を設ける。

②監査役がその職務の執行に関して生ずる費用や外部の専門家を利用した場合の費用については、費用の前払や償還の請求があったとき、速やかに応じるものとする。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、意思決定の過程及び業務執行状況を把握するために、取締役会等の重要会議に出席する。また、必要に応じて文書等閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることとする。

②監査役は、代表取締役、監査法人、内部監査部署とそれぞれ定期的、または随時に意見交換を行う。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第６号)が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年５月14日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。
なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更したものであります。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	**14,707**	**流動負債**	**11,858**
現金及び預金	3,217	支払手形及び買掛金	3,738
受取手形及び売掛金	5,650	短期借入金	3,000
商品及び製品	998	1年内返済予定の長期借入金	2,283
仕掛品	2,304	1年内償還予定の社債	170
原材料及び貯蔵品	1,492	未払金	1,669
繰延税金資産	271	未払法人税等	75
未収入金	229	賞与引当金	408
その他	550	工事損失引当金	0
貸倒引当金	△7	設備関係支払手形	71
		その他	440
固定資産	**17,577**	**固定負債**	**8,510**
有形固定資産	**16,118**	社債	990
建物及び構築物	5,077	長期借入金	5,342
機械装置及び運搬具	5,251	リース債務	1,669
工具、器具及び備品	330	繰延税金負債	205
リース資産	1,753	役員退職慰労引当金	42
土地	2,189	環境対策引当金	3
建設仮勘定	1,516	退職給付に係る負債	182
		資産除去債務	75
		負債合計	**20,368**
		(純資産の部)	
無形固定資産	**81**	**株主資本**	**10,847**
のれん	6	**資本金**	**2,142**
その他	74	**資本剰余金**	**2,114**
		利益剰余金	**6,921**
		自己株式	**△330**
投資その他の資産	**1,377**	**その他の包括利益累計額**	**1,068**
投資有価証券	726	**その他有価証券評価差額金**	**296**
繰延税金資産	136	**為替換算調整勘定**	**553**
退職給付に係る資産	285	**退職給付に係る調整累計額**	**219**
その他	236	**少数株主持分**	**0**
貸倒引当金	△7		
		純資産合計	**11,917**
資産合計	**32,285**	**負債及び純資産合計**	**32,285**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		29,605
売上原価		25,914
売上総利益		**3,690**
販売費及び一般管理費		3,540
営業利益		**150**
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	16	
為替差益	366	
受取賃貸料	22	
還付消費税等	23	
その他	45	489
営業外費用		
支払利息	140	
減価償却費	108	
その他	51	300
経常利益		**339**
特別利益		
固定資産売却益	1	
国庫補助金	108	110
特別損失		
固定資産売却損	2	
減損損失	3	
固定資産除却損	14	
固定資産圧縮損	108	129
税金等調整前当期純利益		**320**
法人税、住民税及び事業税	189	
法人税等調整額	44	233
少数株主損益調整前当期純利益		**86**
少数株主利益		**0**
当期純利益		**86**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	2,142	2,114	6,839	△330	10,765
会計方針の変更による累積的影響額			114		114
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,142	2,114	6,953	△330	10,880
当期変動額					
剰余金の配当			△119		△119
当期純利益			86		86
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	△32	△0	△32
当期末残高	2,142	2,114	6,921	△330	10,847

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	221	50	△117	154	0	10,920
会計方針の変更による累積的影響額						114
会計方針の変更を反映した当期首残高	221	50	△117	154	0	11,035
当期変動額						
剰余金の配当						△119
当期純利益						86
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	74	502	336	914	0	914
当期変動額合計	74	502	336	914	0	881
当期末残高	296	553	219	1,068	0	11,917

連結注記表

1.　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　11社

安永エアポンプ㈱

安永クリーンテック㈱

安永運輸㈱

安永総合サービス㈱

ヤスナガ タイランド カンパニー リミテッド(タイ)

韓国安永㈱(韓国)

ピーティー ヤスナガ インドネシア(インドネシア)

山東安永精密機械有限公司(中国)

上海安永精密切割機有限公司(中国)

ヤスナガ コーポレーション アメリカ(米国)

ヤスナガ シンガポール ピーティーイー リミテッド(シンガポール)

ヤスナガ シンガポール ピーティーイー リミテッドは、当連結会計年度末現在清算手続中であります。

持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社は、決算日が12月31日であるので、連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在の計算書類を利用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、他の連結子会社の決算日は全て連結決算日と一致しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券　時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法を採用しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ契約については、時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる負債に係る利息に加減して処理しております。

③ たな卸資産

貸借対照表価額は、原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定

a 製品・仕掛品

機械装置　個別法による原価法

エンジン部品及び環境機器　総平均法による原価法

b 原材料　総平均法による原価法

c 貯蔵品　総平均法及び最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法(在外連結子会社は一部定額法)

但し、当社及び国内連結子会社における平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、取得時に全額費用として処理する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産　耐用年数を見積耐用年数またはリース期間、残存価額を零または実質的残存価額とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 環境対策引当金

廃棄物の処分費用に備えるため、廃棄物処分計画に基づき当連結会計年度対応分を計上しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産、負債及び収益並びに費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

金利変動による借入債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

５年間で均等償却しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（２年）による定額法により費用処理しております。

2. 会計方針の変更

退職給付に係る会計処理の方法

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が176百万円増加し、利益剰余金が114百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　33,127百万円

(2) 担保に供している資産

①工場財団抵当

建物及び構築物	882百万円
機械装置及び運搬具	1,124百万円
土地	360百万円
計	2,367百万円

②工場財団以外の抵当

建物及び構築物	73百万円
土地	46百万円
計	120百万円
合計	2,487百万円

上記担保資産に対する債務

短期借入金	2,100百万円
長期借入金	6,374百万円
(１年内返済予定額を含む)	
計	8,474百万円

(3) 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、108百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	80百万円
機械装置及び運搬具	28百万円

(4) 偶発債務

インドネシアの連結子会社(ピーティー　ヤスナガ　インドネシア)は、インドネシア関税消費税総局より、保税工場における過年度の在庫移動差異に係る輸入関税等の追徴請求を受けました。同社はこれを不服として異議申立書を提出しましたが却下されたため、平成25年12月19日に国税裁判所に提訴しております。

なお、追徴請求を受けている金額は9,735百万ルピア(94百万円：12月末為替レート)であり、既に仮納付を行っていますが、追徴請求対象となる在庫移動差異の内容が関税消費税総局からも開示されず、裁判の見通しが予測できない状況であるため、現時点で損益に与える影響額を見積もることは困難であります。

(5) 百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	12,938	―	―	12,938

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	975,222	55	―	975,277

(変動事由の概要)

単元未満の株式の買取による自己株式の取得55株

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決　　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日定時株主総会	普通株式	59	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月25日
平成26年11月6日取締役会	普通株式	59	5.00	平成26年9月30日	平成26年12月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	59	利益剰余金	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(5) 百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にエンジン部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で７年後であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理に関する規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理に関する規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

b　市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

d　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

e　信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち23%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。((注)2.参照)

(単位：百万円)

		連結貸借対照表計上額	時価	差額
【1】	現金及び預金	3,217	3,217	―
【2】	受取手形及び売掛金(純額)	5,643	5,643	―
【3】	未収入金(純額)	229	229	―
【4】	投資有価証券			
	その他有価証券	724	724	―
	資産計	9,814	9,814	―
【1】	支払手形及び買掛金	3,738	3,738	―
【2】	短期借入金	3,000	3,000	―
【3】	未払金	1,669	1,669	―
【4】	未払法人税等	75	75	―
【5】	設備関係支払手形	71	71	―
【6】	社債(１年内償還予定の社債を含む)	1,160	1,160	0
【7】	長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)	7,625	7,641	16
【8】	リース債務(1年以内返済予定のリース債務を含む)	1,751	1,754	3
	負債計	19,092	19,112	20

(注) 金利スワップの特例処理について、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

【1】現金及び預金、【2】受取手形及び売掛金、【3】未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

【4】投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

区　分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	712	310	402
小　計	712	310	402
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	11	12	△0
小　計	11	12	△0
合　計	724	322	401

(※)　表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

負債

【1】支払手形及び買掛金、【2】短期借入金、【3】未払金、【4】未払法人税等、

【5】設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

【6】社債(１年内償還予定の社債を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

【7】長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)、並びに【8】リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	支払固定・受取変動	長期借入金	600	600	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産【4】投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

6.　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　996.10円

(2) １株当たり当期純利益　7.26円

7. 重要な後発事象に関する注記

子会社の設立

当社は、平成27年５月14日開催の取締役会において、下記の通りメキシコ合衆国に新たな子会社を設立することを決議いたしました。

(1)設立の理由

当社グループは、中期経営計画の基本方針に、地域、顧客、製品での「グローバルニッチ№１」を掲げ事業拡大と収益性向上を図るべく、グローバル展開を積極的に推進しております。

メキシコを含む北米地域における自動車生産の拡充に対応し更なる競争力向上を図るため、メキシコ合衆国ハリスコ州に、エンジン部品及び工作機械の生産子会社を設立することといたしました。

(2)会社の概要

①名称	Yasunaga Mexico S.A. de C.V.	
②所在地	メキシコ合衆国ハリスコ州ラゴス デ モレノ市	
③代表者	取締役社長　　菊川　光良（当社　技監）	
④事業内容	エンジン部品及び工作機械の製造、販売	
⑤資本金	80百万メキシコペソ（約6.4億円）	
⑥設立年月	平成27年７月	
⑦株主構成	株式会社 安永　（当社）	90%
	Yasunaga Corp. America　（当社100%出資子会社）	10%

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	**11,877**	**流動負債**	**11,005**
現金及び預金	1,597	支払手形	372
受取手形	45	買掛金	2,818
売掛金	4,049	短期借入金	3,000
電子記録債権	403	1年内返済予定の長期借入金	2,189
商品及び製品	554	1年内償還予定の社債	170
仕掛品	2,237	未払金	1,590
原材料及び貯蔵品	764	未払費用	81
前渡金	29	未払法人税等	17
前払費用	21	前受金	73
繰延税金資産	258	預り金	260
未収入金	401	賞与引当金	352
短期貸付金	1,328	設備関係支払手形	61
未収消費税等	162	その他	18
その他	28		
貸倒引当金	△5		
固定資産	**15,621**	**固定負債**	**6,290**
有形固定資産	**8,871**	社債	990
建物	2,154	長期借入金	5,022
構築物	74	繰延税金負債	159
機械及び装置	3,402	役員退職慰労引当金	40
車輌運搬具	5	環境対策引当金	3
工具、器具及び備品	249	資産除去債務	75
土地	1,911		
建設仮勘定	1,073		
		負債合計	**17,295**
		（純資産の部）	
		株主資本	**9,907**
		資本金	**2,142**
無形固定資産	**46**	**資本剰余金**	**2,114**
ソフトウエア	38	資本準備金	2,104
電話加入権	6	その他資本剰余金	10
施設利用権	1		
		利益剰余金	**5,980**
		利益準備金	255
		その他利益剰余金	
投資その他の資産	**6,703**	別途積立金	2,800
投資有価証券	726	繰越利益剰余金	2,925
関係会社株式	2,631		
出資金	0		
関係会社長期貸付金	3,248	**自己株式**	**△330**
長期前払費用	23		
前払年金費用	70		
その他	10	**評価・換算差額等**	**296**
貸倒引当金	△7	**その他有価証券評価差額金**	**296**
		純資産合計	**10,203**
資産合計	**27,499**	**負債及び純資産合計**	**27,499**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		22,608
売上原価		20,294
売上総利益		**2,314**
販売費及び一般管理費		2,119
営業利益		**194**
営業外収益		
受取利息	70	
受取配当金	89	
受取賃貸料	45	
受取ロイヤリティー	43	
その他	72	320
営業外費用		
支払利息	97	
賃貸収入原価	20	
その他	51	170
経常利益		**344**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	2	
減損損失	3	
固定資産除却損	14	
関係会社株式評価損	226	246
税引前当期純利益		**98**
法人税、住民税及び事業税	44	
法人税等調整額	△2	42
当期純利益		**55**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	2,142	2,104	10	2,114
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,142	2,104	10	2,114
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	2,142	2,104	10	2,114

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	255	2,800	2,874	5,929	△330	9,856
会計方針の変更による累積的影響額			114	114		114
会計方針の変更を反映した当期首残高	255	2,800	2,988	6,044	△330	9,971
当期変動額						
剰余金の配当			△119	△119		△119
当期純利益			55	55		55
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	△63	△63	△0	△63
当期末残高	255	2,800	2,925	5,980	△330	9,907

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	百万円	百万円	百万円
当期首残高	221	221	10,077
会計方針の変更による累積的影響額			114
会計方針の変更を反映した当期首残高	221	221	10,192
当期変動額			
剰余金の配当			△119
当期純利益			55
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	74	74	74
当期変動額合計	74	74	11
当期末残高	296	296	10,203

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券　時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ契約については、時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる負債に係る利息に加減して処理しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貸借対照表価額は、原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定

① 製品・仕掛品

機械装置　個別法による原価法

エンジン部品　総平均法による原価法

② 原　材　料　総平均法による原価法

③ 貯　蔵　品　総平均法及び最終仕入原価法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)　定率法

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、取得時に全額費用として処理する方法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)　定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	該当事項はありません。 なお、リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
④ 長期前払費用	定額法 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金

a 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

b 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

c 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（２年）による定額法により費用処理しております。

d 未認識数理計算上の差異及び過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

廃棄物の処分費用に備えるため、廃棄物処分計画に基づき当事業年度対応分を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

③ ヘッジ方針

金利変動による借入債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更

退職給付に係る会計処理の方法

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が176百万円増加し、繰越利益剰余金が114百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権　1,760百万円

(2) 関係会社に対する長期金銭債権　3,248百万円

(3) 関係会社に対する短期金銭債務　447百万円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額　28,249百万円

(5) 担保に供している資産

①工場財団抵当

建物	882百万円
機械及び装置	1,124百万円
土地	360百万円
計	2,367百万円

②工場財団以外の抵当

建物	73百万円
土地	46百万円
計	120百万円
合計	2,487百万円

上記担保資産に対する債務

短期借入金	2,100百万円
長期借入金	6,374百万円
(１年内返済予定額を含む)	
計	8,474百万円

(6) 保証債務

関係会社のリース会社からの割賦購入債務及びリース債務に対する債務保証

ピーティー ヤスナガ インドネシア	415百万円
ヤスナガ タイランド カンパニー リミテッド	2,033百万円

(7) 百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売　　上　　高	227百万円
仕　入　高　等	996百万円
営業取引以外の取引高	110百万円

(2) 百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	975,222	55	―	975,277

(2) 百万円未満の金額は切り捨てて表示しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

①流動資産

(繰延税金資産)

たな卸資産評価損否認額	173百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	115百万円
未払法定福利費	16百万円
繰越欠損金	99百万円
繰越外国税額控除	75百万円
その他	17百万円
繰延税金資産小計	497百万円
評価性引当額	△236百万円
繰延税金資産合計	261百万円

(繰延税金負債)

未収配当金	△2百万円
繰延税金負債合計	△2百万円
繰延税金資産の純額	258百万円

②固定資産

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金否認額	12百万円
投資有価証券評価損否認額	19百万円
関係会社株式評価損否認額	84百万円
ゴルフ会員権評価損否認額	11百万円
減損損失	35百万円
減価償却費償却超過額	25百万円
資産除去債務	24百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	222百万円
評価性引当額	△221百万円
繰延税金資産合計	1百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△22百万円
その他有価証券評価差額金	△96百万円
その他	△40百万円
繰延税金負債合計	△160百万円
繰延税金資産の純額	△159百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な項目別の内訳

法定実効税率	34.80%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.77%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△26.57%
住民税均等割等	5.11%
評価性引当額の減少	△12.38%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.05%
源泉所得税	34.73%
その他	△5.22%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.30%

(3)　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第９号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第２号)が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.80%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.79%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.03%となります。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は７百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が16百万円、その他有価証券評価差額金が８百万円それぞれ増加しております。

8.　リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	減損損失累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	1,253	1,138	―	115
合計	1,253	1,138	―	115

(2) 未経過リース料期末残高相当額

１年内	148百万円
１年超	0百万円
合計	149百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額、リース資産減損勘定取崩額

支払リース料	190百万円
減価償却費相当額	132百万円
支払利息相当額	10百万円
リース資産減損勘定取崩額	113百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等（人）	営業上の取引				
子会社	安永エアポンプ㈱	東京都墨田区	70	環境機器	100.00	兼任 1 出向 1	—	貸付金の増加（注）1	3,950	関係会社短期貸付金	930
								貸付金の減少	3,770		
子会社	ヤスナガタイランドカンパニーリミテッド	タイラヨーン県	300 百万バーツ	エンジン部品機械装置	100.00	兼任 1 出向 2 当社社員2	生産設備の販売	債務保証（注）2	2,033	—	—
								貸付金の増加（注）1	400	関係会社長期貸付金	800
子会社	韓国安永㈱	韓国全羅北道	10,300 百万ウォン	エンジン部品	100.00	兼任 3 出向 2 当社社員1	—	貸付金の増加（注）1	430	関係会社長期貸付金	2,380
子会社	ピーティーヤスナガインドネシア	インドネシアセラン県	54,957 百万ルピア	エンジン部品環境機器	99.98	兼任 1 出向 2 当社社員2	部品販売半製品の購入	債務保証（注）3	415	—	—
								貸付金の減少	150	関係会社短期貸付金	0
								貸付金の増加（注）1	200	関係会社長期貸付金（1年内を含む）	307
								貸付金の減少	110		

（注）1 受取利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2 ヤスナガ タイランド カンパニー リミテッドのリース会社からのリース債務に対する債務保証を行ったものです。なお、保証料は受領しておりません。
3 ピーティー ヤスナガ インドネシアのリース会社からの割賦購入債務に対する債務保証を行ったものです。なお、保証料は受領しておりません。
4 生産設備の販売等については市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額 852.92円

(2) １株当たり当期純利益 4.68円

11. 重要な後発事象に関する注記

子会社の設立

当社は、平成27年５月14日開催の取締役会において、下記の通りメキシコ合衆国に新たな子会社を設立することを決議いたしました。

(1)設立の理由

当社グループは、中期経営計画の基本方針に、地域、顧客、製品での「グローバルニッチ№１」を掲げ事業拡大と収益性向上を図るべく、グローバル展開を積極的に推進しております。

メキシコを含む北米地域における自動車生産の拡充に対応し更なる競争力向上を図るため、メキシコ合衆国ハリスコ州に、エンジン部品及び工作機械の生産子会社を設立することといたしました。

(2)会社の概要

①名称	Yasunaga Mexico S.A. de C.V.	
②所在地	メキシコ合衆国ハリスコ州ラゴス デ モレノ市	
③代表者	取締役社長　　菊川　光良（当社　技監）	
④事業内容	エンジン部品及び工作機械の製造、販売	
⑤資本金	80百万メキシコペソ（約6.4億円）	
⑥設立年月	平成27年７月	
⑦株主構成	株式会社 安永　（当社）	90%
	Yasunaga Corp. America　（当社100%出資子会社）	10%

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

株式会社安永
取締役会御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　藤　泰　行　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　野　誠　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社安永の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続きは、当監査法人の判断により、不正または誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安永及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

株式会社安永
取締役会御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安　藤　泰　行　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久　野　誠　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社安永の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り必要に応じて子会社から事業の報告をうけました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務遂行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月20日

株式会社　安　　永　監査役会

常勤監査役　吉　輪　久　次　㊞

社外監査役　安　部　美　範　㊞

社外監査役　小　路　貴　志　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、長期的な経営基盤の強化に努めるとともに、安定的な配当の継続を基本方針としております。従いまして、剰余金の処分につきましては、成長に必要な設備投資などのため内部留保を考慮して、総合的な判断により利益還元を図っていく所存です。

上記方針を勘案し、当期における期末配当金に関しましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1．配当財産の種類
　金銭

2．株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金５円
　総額　　59,816,810円

（注）　中間配当を含めますと、年間の配当金は１株につき10円となり、前事業年度と同額であります。

3．剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月25日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）　インターネット普及を考慮し、利便性の向上等を図るため、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットにより株主の皆様にご提供することができるよう、変更案第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

（２）「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①　新たな機関設計として監査等委員会設置会社が創設されました。当社は、取締役会の監査機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実の観点から、自ら業務執行しない社外取締役の機能を活用することで中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

② 会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大すべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（3） 業務を執行する取締役がより積極的な経営判断ができるよう、会社法の規定に基づき、取締役会の決議により一定の限度において取締役の責任免除が可能となる変更案第30条第１項を新設するものであります。

（4） その他、全般にわたり、字句の修正、条数の修正、構成の整理などを行うものであります。

尚、本定款変更は、本株主総会終結の時に効力を発生するものといたします。

２．変更の内容

定款の変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条～第14条　＜条文省略＞	第１条～第14条　＜現行どおり＞
	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
＜新設＞	
第15条～第16条　＜条文省略＞	第16条～17条　＜現行どおり＞
＜新設＞	(議事録) 第18条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。
(取締役会の設置) 第17条　　＜条文省略＞	(取締役会の設置) 第19条　　＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(取締役の員数) 第18条　当会社の取締役は、８名以内とする。	(取締役の員数) 第20条　当会社の取締役(監査等委員であるものを除く)は、８名以内とする。
＜新設＞	2　当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、５名以内とする。
(取締役の選任) 第19条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(取締役の選任) 第21条　当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2　＜条文省略＞ 3　＜条文省略＞	2　＜現行どおり＞ 3　＜現行どおり＞
(取締役の任期) 第20条　＜条文省略＞	(取締役の任期) 第22条　＜現行どおり＞
＜新設＞	2　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
＜新設＞	3　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期満了までとする。
(代表取締役および役付取締役) 第21条　＜条文省略＞	(代表取締役および役付取締役) 第23条　＜現行どおり＞
＜新設＞	2　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
2　＜条文省略＞	3　＜現行どおり＞
(取締役会の招集者および議長) 第22条　＜条文省略＞	(取締役会の招集者および議長) 第24条　＜現行どおり＞
(取締役会の招集通知) 第23条　当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第25条　当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議の方法) 第24条　＜条文省略＞	(取締役会の決議の方法) 第26条　＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
2　前項にかかわらず、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	2　前項にかかわらず、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
＜新設＞	(業務執行の決定の取締役への委任) 第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第５項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。
(取締役会規程) 第25条　　＜条文省略＞	(取締役会規程) 第28条　　＜現行どおり＞
(取締役の報酬等) 第26条　当会社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第29条　当会社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役を区別して定める。
＜新設＞	(取締役の責任免除) 第30条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2　当会社は取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任ついて法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。
(監査役および監査役会の設置) 第27条　当会社は、監査役および監査役会を置く。	(監査等委員会の設置) 第31条　当会社は監査等委員会を置く。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(監査役の員数) 第28条　当会社の監査役は、４名以内とする。	＜削除＞
(監査役の選任) 第29条　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。	＜削除＞
2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞
(監査役の任期) 第30条　当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
(常勤監査役) 第31条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
(監査役会の招集通知) 第32条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間をさらに短縮することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第32条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間をさらに短縮することができる。
2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	2　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(監査役会の決議の方法) 第33条　当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。	(監査等委員会の決議の方法) 第33条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数もって決する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(監査役会規程) 第34条　当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査等委員会規程) 第34条　当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(監査役の報酬等) 第35条　当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
(社外監査役の責任免除) 第36条　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする。	＜削除＞
第37条～第39条　＜条文省略＞	第35条～第37条　＜現行どおり＞
(会計監査人の報酬等) 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第41条　＜条文省略＞	第39条　＜現行どおり＞
(期末配当金) 第42条　当会社は株主総会の決議によって毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	(期末配当金) 第40条　当会社は株主総会の決議によって毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。
第43条～第44条　＜条文省略＞	第41条～第42条　＜現行どおり＞
＜新設＞	附則 (社外監査役の責任免除に関する経過措置) 第69回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。

第３号議案　取締役(監査等委員であるものを除く)４名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員(５名)は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、取締役(監査等委員であるものを除く)４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	安永(やすなが)　暁俊(あきとし) (昭和48年２月13日)	平成10年10月 当社入社 平成13年７月 当社よりヤスナガ・コーポレーション アメリカへ出向(ゼネラル　マネージャー) 平成17年６月 ノースウェスタン大学ケロッグ校卒業 (経営学修士) 平成17年９月 当社管理本部付部長 平成18年７月 当社管理本部長 ヤスナガ　コーポレーション　アメリカ プレジデント 平成19年６月 当社取締役事業本部部品生産管理部長 平成20年４月 当社取締役事業本部部品事業部生産管理部長 平成21年２月 当社取締役事業本部部品事業部副事業部長 平成21年４月 当社取締役部品事業部副事業部長 平成23年１月 当社取締役(社長付) 平成23年４月 当社代表取締役社長(現任)	359,680株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	稲田（いなだ）　稔（みのる） （昭和33年12月２日）	昭和56年４月 当社入社 平成16年４月 当社電子機器部門長代理 平成16年10月 ＹＡＳＵＮＡＧＡ　Ｓ＆Ｉ㈱代表取締役社長 平成21年４月 当社ＣＥ事業部開発部門長兼Ｓ＆Ｉ部門長 平成22年４月 当社ＣＥ事業部開発部門長兼研究開発部長 平成23年４月 当社Ｒ＆Ｄ本部長兼Ｒ＆Ｄ部長兼 ＣＥ事業部開発部門長兼研究開発部長 平成23年６月 当社取締役Ｒ＆Ｄ本部長兼Ｒ＆Ｄ部長兼 ＣＥ事業部開発部門長兼研究開発部長 平成24年４月 当社取締役Ｒ＆Ｄ本部長兼Ｒ＆Ｄ部長兼 ＣＥ事業部開発担当 平成25年４月 当社常務取締役Ｒ＆Ｄ本部長兼Ｒ＆Ｄ部長 平成27年５月 当社常務取締役Ｒ＆Ｄ本部長兼Ｒ＆Ｄ部長兼 国内子会社担当（現任）	28,100株
3	堀川（ほりかわ）　純二（じゅんじ） （昭和32年８月13日）	昭和55年４月 当社入社 平成元年12月 当社より米国ゼネラルプロダクツデラウェアー コーポレーションへ出向 平成16年８月 当社よりピーティー　ヤスナガ　インドネシアへ 出向（プレジデント） 平成23年９月 当社部品事業部付部長 平成24年４月 当社部品事業部付副事業部長 平成25年４月 当社部品事業部長 平成26年６月 当社取締役部品事業部長兼管理部門長 平成27年４月 当社取締役部品事業部長兼管理部門長 海外担当（北米．インドネシア．タイ．韓国）（現任）	8,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	小谷 久浩（こたに ひさひろ） （昭和39年２月13日）	昭和61年４月 当社入社 平成16年４月 当社工機部門長代理 平成16年10月 当社工機部門長 平成19年11月 当社工機事業部長 平成25年４月 当社ＣＥ事業部長 平成26年６月 当社取締役ＣＥ事業部長（現任） 平成27年４月 当社取締役ＣＥ事業部長兼 海外担当（中国）（現任）	20,600株

（注） 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第４号議案 監査等委員３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	吉輪 久次（よしわ ひさつぐ） （昭和25年１月15日）	昭和47年４月 当社入社 平成14年３月 当社エンジニアリング部長 平成16年４月 当社部品部門技術部長 平成17年４月 当社事業本部部品技術部長 平成19年３月 当社仮監査役 平成19年６月 当社常勤監査役（現任）	20,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	安部美範（あべよしのり） （昭和22年８月30日）	昭和44年４月 トヨタ自動車工業㈱入社 平成11年６月 同社よりトヨタモーターケンタッキー（ＵＳＡ）へ出向（部長） 平成16年３月 同社上郷工場技術員室主査 平成17年６月 トヨタ自動車九州㈱入社（取締役工場長） 平成20年６月 同社常務取締役工場長 平成23年６月 同社顧問（非常勤） 平成24年２月 当社顧問（非常勤） 平成24年６月 当社監査役（現任）	2,100株
3	小路貴志（しょうじたかし） （昭和38年５月20日）	昭和62年10月 会計士補登録 監査法人朝日新和会計社（現有限責任　あずさ監査法人）入社 平成３年３月 公認会計士登録 平成７年９月 小路公認会計士事務所開業（現） 平成９年７月 グローバル監査法人代表社員 平成10年６月 ㈱ユー・エス・ジェイ監査役（現任） 平成15年６月 当社監査役（現任） 平成23年３月 ㈱小路企画代表取締役（現任）	4,100株

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安部美範、小路貴志の両氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は安部美範、小路貴志の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
3. 安部美範氏につきましては、略歴等の記載のとおり、製造、技術、経営等に係る豊富な経験や幅広い知見を有し、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考え、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって３年となります。
4. 小路貴志氏につきましては、公認会計士及び税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に生かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年

となります。

5. 監査等委員の候補者　吉輪久次、安部美範、小路貴志の各氏が選任された場合、当社は各氏との間で会社法427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額といたします。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年６月27日開催の第60回定時株主総会において年額３億50百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬額を、年額３億50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第３号議案が原案通り承認可決されますと、取締役(監査等委員であるものを除く)は、４名となります。

第６号議案　監査等委員の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額80百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第４号議案が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は、３名となります。

第７号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役　浅井裕久氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

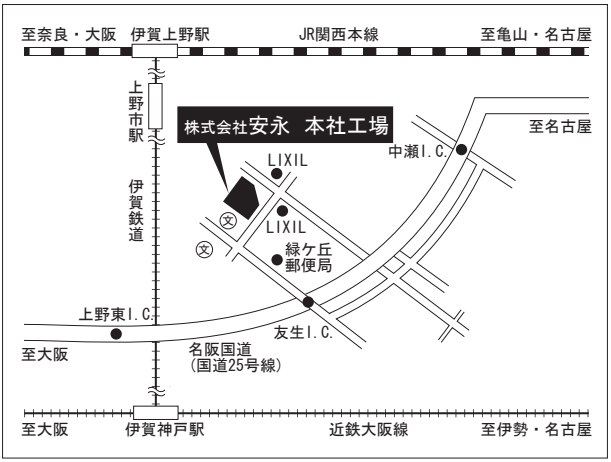
退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　　歴
浅井　裕久（あさい　ひろひさ）	平成18年６月　当社取締役 平成21年６月　当社常務取締役 （現在に至る）

以　上

株主総会会場ご案内図

（三重県伊賀市緑ケ丘中町3860番地
株式会社安永 本社 厚生館２階会議室
☎0595(24)2111）



●お車で……大阪より名阪国道 友生I.C.経由約70分
名古屋より名阪国道 友生I.C.経由約80分

●近鉄と伊賀鉄道で……上野市駅より車で約10分

なお、次の時間に当社送迎車両を運行しますので、ご利用ください。

伊賀鉄道・上野市駅前　　午前９時15分発
午前９時45分発